

STOP 滞納

税負担の公平性を確保するために 差し押さえなどの滞納処分を強化します

市 税は、市民が快適な生活を営むため必要な道路や河川、公共施設などの整備や維持管理、社会福祉や教育、そのほか各種行政サービス

の重要な財源です。市税を滞納することは、これら行政サービスの提供に支障をきたす上、納期限内に納めた人との公平性を著しく欠くこととなります。

市では、悪質な滞納者には、差し押さえなどの滞納処分を行っています。市税は、必ず納期限内に納めるようにしましょう。

岡市税収納課 ☎9833・2626



▲悪質な滞納者には、自動車を差し押さえることもあります。

滞納を放置しても 問題は解決しません

●住宅ローンなどは納税できない理由にはなりません

法律により、税金はすべての債務(借金など)に優先すると定められています。(地方税法第14条)

「住宅ローンがあるから」「カードローンがあるから」は、納税できない理由として認められません。

●滞納した場合には延滞金が発生します

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金を加算して納付することになります。

延滞金の割合は、年8.9%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は年2.6%※平成30年)です。

うっかり忘れてしまった場合にも、納期限に間に合わなければ、延滞金は例外なく課されます。

●差し押さえなど滞納処分の対象になります

税金を納期限までにおさめなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合は、法律に従い、差し押さえるの対象になります。

※納付できるにも関わらず納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどを行います。

●預金、生命保険、給与、売掛金、不動産、自動車などが差し押さえる対象です

滞納者が所有している財産を調査します。

調査や差し押さえる内容によっては、滞納者の社会的信用の失墜やクレジットカードの使用制限などにより仕事に支障が生じることも考えられます。(財産調査と差し押さえには、滞納者の承諾を必要としません。)

また、原則として、差し押さえる解除は、滞納額を完納したときとなります。

設立から10年 滞納整理の専門機関

静岡地方税滞納整理機構
を紹介いたします

静岡 岡地方税滞納整理機構は、平成20年1月に、県と県内全市町が

設立した広域連合です。

平成20年4月から本格稼働し、10年が経過しました。

機構は、県と市町から派遣された職員が、県・市・町から移管された徴収困難な滞納地方税を、差し押さえや公売といった滞納処分を行うことにより徴収する機関です。

また、このほかに軽自動車関係税の申告書処理等業務や税に関する研修業務も実施しています。

専門家集団による徹底した滞納処分

静岡地方税滞納整理機構は、県と市町にとって徴収困難な滞納の移管を受け、搜索や差し押さえ、公売を行っている滞納処分の専門機関です。県・市・町から機構へ職員が派遣されているほか、さまざまな滞納処分に関する法的な助言などを行うため、顧問として弁護士、国税OB、警察OBなどが配置されています。このような執行体制のもと、特に徴

11月11日～17日は
「税を考える週間」

市内小学6年生の力作を展示 税に関するポスター・習字展



とき ▶生涯学習センター（1階エレベーター前）：11月10日(土)・11日(日)午前9時～午後9時※11日(日)は午後4時まで
▶市役所本館（1階玄関ホール）：11月12日(月)～16日(金)午前8時30分～午後5時15分

納期をお忘れなく

【納期限 10月31日(水)】

後期高齢者医療保険料（第3期）

【納期限 11月5日(月)】

国民健康保険税（第4期）

介護保険料（第4期）

■後期高齢者医療保険料全般

◆保険年金課 ☎ 983・2710

国民健康保険税

◆課税内容…課税課 ☎ 983・2626

◆納付…市税収納課 ☎ 983・2629

介護保険料全般

◆介護保険課 ☎ 983・2607

徴収事務は、地方自治において税の公平性を守るための「最後の砦」であると言われます。その砦を守るという使命感を持ち、県や市町から派遣された職員と専門家が一丸となって職務に当たっているのが、静岡地方税滞納整理機構なのです。

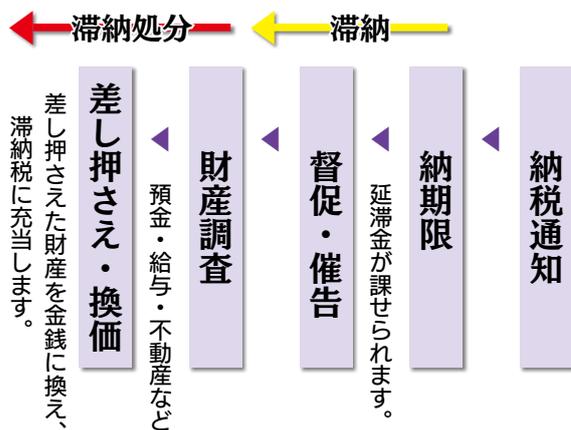
地方税は、県、市町が住民の福祉などの増進に向けた、さまざまな施策を実現するための貴重な財源であり、税金の負担は公平が原則です。そして、納税は、自主納税が原則です。大多数のきちんと納税している人からみれば、滞納は不公平に思うはずですが、行政には、厳正・公平な徴税を行うことが求められ、納税者の信頼を得ることが欠かせません。

徴収事務は最後の砦

取が困難な滞納に対し、徹底した財産調査、滞納処分を行っています。こうした活動の結果、県税と市・町税合わせた年間の平均徴収額は、約7億7千万円になります。

なお、徴収業務以外にも、県内自治体の税務担当職員に対する実践的な研修のほか、県、市町からの徴収に関する問い合わせにも対応しています。

◆滞納処分までの流れ



納税に困ったら、 早めの相談を！

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人は、一人で悩まず、早めにご相談ください。放置すると、状況は悪くなる一方です。

滞納税の一括納付が困難な場合は、所得状況などを確認の上、納付計画の相談に応じています。

相談窓口は、市役所西館1階の市税収納課。電話相談も行います。

納税相談のご案内

平日	午前8時30分～午後5時15分
夜間納税相談	毎月第2・第4金曜日(祝日の場合は前日、12月は第2・第3金曜日) 午後5時15分～7時30分
休日納税相談	毎月第4日曜日(12月は第3日曜日) 午前9時～正午